



③ [乍恐口上書を以御訴申上候]

天明3年(1783)7月10日

大噴火から2日後、吾妻川南岸に位置した岩井村・金井村（現吾妻郡東吾妻町岩井・金井）の村役人から領主である旗本保科家に宛てられた被害第一報の控です。7月8日昼九ツ時（正午頃）に吾妻川が泥流のため過去に見聞きしたことがないほど大增水し、川沿いの田畑が大木や大石、砂・泥の流入で荒廃したこと、村人が両夜（二晩）山に逃げ込み避難生活をしたことなどが克明に記されており、吾妻川流域の村々の緊迫した様子が伝わってきます。

伊能光雄家文書 P8003 No.1120

【史料③】「乍恐口上書を以御訴申上候」天明三年七月十日

〔読み下し文〕

恐れ乍ら口上書きを以て御訴え申し上げ候  
 一 当月八日昼九ツ時、火水夥しく急に出で申し候、然る所、前代未聞の満水に存じ奉り候に付き、恐れ乍ら書付を以て御訴え申し上げ候  
 浅間山より火水出で申し候由の沙汰に風便承り申し候  
 大川通り家流失・焼失仕り候村々も多くこれ有候御事、田畑は申し上ぐるに及ばず、流死の人々多く御座候村も之れ有り候由承り及び候  
 一 御知行所金井村・岩井村は、家流失・焼失は御座無く候えども、御村田畑は大川通り残らず大木・大石・砂泥入り荒れ申し候  
 一 伊勢町・青山大河通り家流失仕り、田畑荒れ申し候御事、見渡し相見へ申し候流死の人の事等は如何御座有るべき哉、相知れ申さず候  
 一 横尾村・大塚村・赤坂村、此の三か村の義は、無難にも御座有るべき哉と推了仕り候えども、この儀は遠方にて見え申さず候所故、相知れ申さず候  
 右の通り、大川通り大変、前々咄伝えにも承り申さず候火水大満水に存じ奉り候、伊勢町御役所様へ御注進申し上げ度存じ奉り候えども、泥砂・火石未だ満々仕り候に罷り有候故、日数何程過ぎ通路御座有るべく候哉計り難く、至つて大変の事に存じ奉り候に付き、恐れ乍ら此度両村私共御訴え申し上げ奉り候、大川通りにおいては、本村迄も船橋一切之れ無く流失仕り候、夫れより下もの儀は未だ相知り申さず候、大川通りの村々の者共、金井・岩井両村の者は勿論、其の外村々残らず山へ逃げ登り、両夜山にて夜を明かし申し候御事に御座候、此の未通路明け次第、伊勢町御役所様へも申し上げ奉るべく候、余は恐れ乍ら組頭久太郎口上に申し上げ奉り候、以上

天明三年 卯七月十日夕認め

- 岩井村 名主 平次右衛門
- 岩井村 名主 又兵衛
- 岩井村 名主 久太郎
- 岩井村 名主 要右衛門
- 岩井村 名主 平左衛門
- 岩井村 名主 伊八
- 金井村 名主 太兵衛
- 金井村 名主 庄左衛門
- 金井村 名主 五右衛門

右は、七月十日夜立にて、岩井村より久太郎、両人江戸表へ飛脚指し立て申し候節の書付の写し